

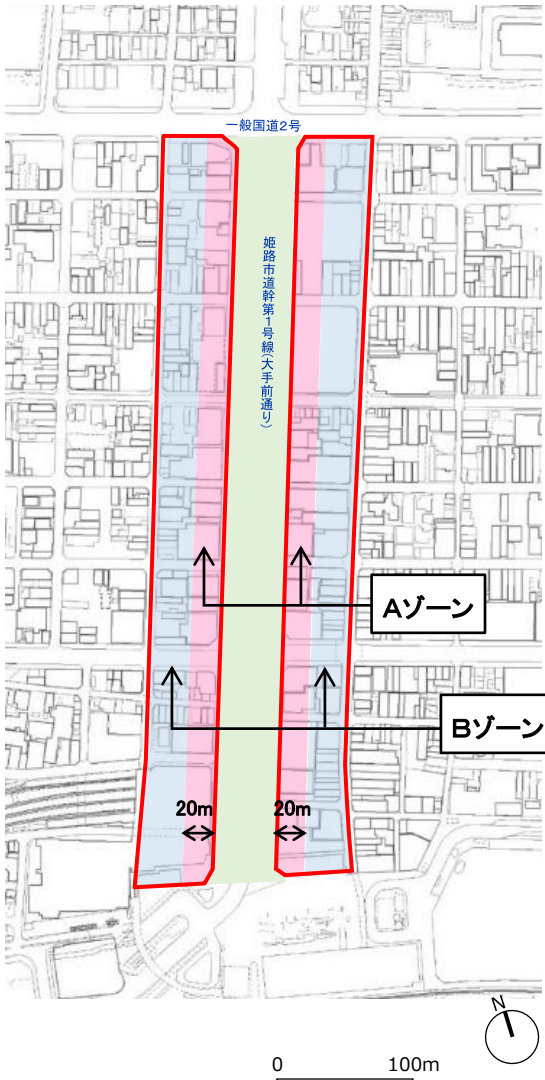
3 重点的に景観形成を図る区域における方針

重点的に景観形成を図るため、「都市景観形成地区」、「歴史的町並み景観形成地区」及び「風景形成地域」を設け、方針を定め、その実現に努める。

(1) 都市景観形成地区

重点的に都市景観の形成を図る必要があると認める区域として、以下の地区及び方針を定める。

大手前通り地区

<p>区域</p>	<p>附図に示す実線で囲まれた区域</p>	 <p>Aゾーン—大手前通り地区のうち、姫路市道幹第1号線の道路境界から20mまでの敷地又は空地</p> <p>Bゾーン—大手前通り地区のうち、Aゾーン以外の敷地又は空地</p>
<p>地区の概要</p>	<p>本地区は、本市のシンボルである姫路城と JR 姫路駅とを結ぶ姫路の顔として、また姫路城の前景として、個性と魅力ある都市空間を形成している。</p>	
<p>目標</p>	<p>姫路城と調和し、本市の顔として個性と魅力ある都市景観形成を図るため、次項を目標に景観形成に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 美しく風格ある街並みの形成 にぎわい、親しみ、うるおいのある都市空間の形成 	
<p>方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 景観に配慮した総合的な都市基盤の整備 大手前通りの特性を生かした空間活用と演出 地元組織の育成 	

大手前通り地区の変更に係る部分を抜粋したものです。
変更・追加部分を赤字で示しています。

2 都市景観形成地区における制限

大手前通り地区

(1) 対象行為

- ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更
- ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更

(2) 景観形成基準

① 一般基準

姫路城の前景として、大手前通りをより快適でうるおいのある街並みにしていくため、当地区での建築物等は、美しく落ち着いた風格ある規模・意匠・色彩をめざすとともに、その維持管理においても配慮をし、通りを歩く人々にとっては、にぎわいと親しみとうるおいのある緑豊かな空間づくりをめざし、街並み全体を調和のとれたものとする。

大手前通り地区 景観計画の変更案

②項目別基準

大手前通り地区Aゾーン

項目		基準	
建築物	意匠	壁面設備	・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。
		屋上設備	・壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
		屋外階段	・大手前通りに面して設置しないものとし、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
		バルコニー ベランダ	・洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とし、手すり等は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
		1階部分の 形態	・街のにぎわいを高めるようなショーウィンドウの設置に努め、シャッターを使用する場合はパイプシャッターの使用等により遮へい感を軽減する。 ・大手前通り以外の道路から車が出入りできる場合は、大手前通りに面して駐車場の出入口を設置しない。
建築物	色彩	外壁	・基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下
	その他	材料・植栽	・外壁は汚れが目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。 ・街のうるおいを高めるような花壇、植え込み等の設置に努める。
工作物	規模	高さ	・3.5メートル以下とする。 ・建築物と一体になって設置される場合にあっては、その高さの合計は最高限度を40メートルとし、かつ、当該工作物の各部分の高さは、当該各部分から姫路市道幹第1号線までの水平距離に7分の5を乗じて得たものに3.5メートルを加えたもの以下とする。
	意匠		・地区に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
	色彩	外壁	・基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。
	その他	材料・植栽	・外壁は汚れが目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。 ・街のうるおいを高めるような花壇、植え込み等の設置に努める。

大手前通り地区の変更に係る部分を抜粋したものです。

変更・追加部分を赤字で示しています。

大手前通り地区 景観計画の変更案

大手前通り地区Bゾーン

項目		基準		
建築物	高さ15メートルを超える部分	意匠	壁面設備	・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とする。
			屋上設備	・壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
			屋外階段	・大手前通りから直接見えにくい位置に設置するものとし、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
			バルコニー ベランダ	・洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とし、手すり等は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
	色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R(赤)、YR(橙)、Y(黄)系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下 	
			その他	材料
	高さ15メートル以下の部分	意匠	壁面設備	・給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とする。
			屋上設備	・通りから見えにくい位置に設置する。 ・壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
			屋外階段	・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
			バルコニー ベランダ	・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。
色彩		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	
その他	植樹・植栽	・敷地内の植樹、植栽に努める。		
工作物	高さ15メートルを超える部分	規模	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・50メートル以下とする。 ・建築物と一体になって設置される場合にあっては、その高さの合計は最高限度を55メートルとし、かつ、当該部分の各部分の高さは、当該各部分から姫路市道幹第1号線までの水平距離から20メートルを減じたものに7分の5を乗じて得たものに50メートルを加えたもの以下とする。
		意匠		・地区に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
	色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R(赤)、YR(橙)、Y(黄)系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。	

大手前通り地区の変更に係る部分を抜粋したものです。

変更・追加部分を赤字で示しています。

大手前通り地区 景観計画の変更案

項目			基準
高さ 15 メー トル 以下 の 部分	その他	材料	・外壁は汚れが目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。
	意匠		・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠となるようにする。
	色彩	外壁	・基調となる色は、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するもの及び遊戯施設については、適用しない。
	その他	植樹・植栽	・敷地内の植樹、植栽に努める。

備考 上記の規定にかかわらず、大手前通り地区Bゾーンのうち、一般国道2号に接する敷地又は空地においては、高さ15メートル以下の部分は中濠通り地区の項目別基準（建築物の規模及び位置に関する項目を除く。）を適用し、姫路駅北駅前広場に接する敷地又は空地においては、高さ15メートル以下の部分は、姫路駅北駅前広場地区の項目別基準（建築物及び工作物の規模に関する項目を除く。）を適用する。

大手前通り地区の変更に係る部分を抜粋したものです。
変更・追加部分を赤字で示しています。